



## 児童扶養手当について

児童の健やかな成長を願って

### お問い合わせ先

各支所保健福祉課

財部 ☎ 0986-72-0936

末吉 ☎ 0986-76-8807

大隅 ☎ 099-482-5925



児童扶養手当は、父母の離婚などにより父親と生計をともにしていない児童の母親、または父が身体などに重度の障害がある児童の母、また母に代わって児童を養育している方などに対し、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。

### 支給該当条件

- ① 父母が離婚したあと、父と生計が同じでない児童
  - ② 父が死亡した児童
  - ③ 父が重度の障害の状態にある児童
  - ④ 父の生死が不明である児童
  - ⑤ 父に1年以上遺棄されている児童
  - ⑥ 父が引き続き1年以上拘禁されている児童
  - ⑦ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
  - ⑧ その他（棄児など）
- なお、児童とは18歳に達する日以降、最初の3月31日（18歳の年度末）までをいいます。  
また、心身におおむね中重度以上の障害がある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

### 手当が支給されない場合

- ① 対象児童や手当を受けようとする母または養育者が、公的年金（老齢福祉年金を除く）や労働基準法に基づく遺族補償を受けることができるとき
- ② 児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等（通園施設は除く）に入所しているとき
- ③ 児童が、障害を有する父に支給される公的年金の加算の対象になっているとき
- ④ 児童や母、養育者が日本国内に住んでいないとき
- ⑤ 母が婚姻しているとき（婚姻の届出をしていなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）
- ⑥ 児童が父と生計を同じくしているとき

### 児童扶養手当の額

全部支給 月額4万1720円  
一部支給 月額4万1710円  
（9850円）

なお、この児童扶養手当の額は、対象児童が1人の場合です。児童が2人の場合は、この金額に5000円が

加算され、3人以降はさらに3000円ずつ加算されます。

### 児童扶養手当の手続き

各支所保健福祉課で請求の手続きができます。

### ■各種届出一覧表

現況届	受給者全員が毎年8月1日から8月31日までの間に提出します。なお、2年間提出しないと受給資格がなくなります
資格喪失届	受給資格がなくなったとき
額改定届・請求書	対象児童に増減があったとき
証書亡失届	手当証書をなくしたとき
その他の届	氏名・住所・振込口座・印鑑の変更、受給者が死亡したときなど